

大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の文化芸術活動及び市民活動を促進し、文化芸術振興プランに掲げた施策の推進ならびに市民との協働のまちづくりを推進するため、市と文化芸術活動団体または文化芸術活動者の協働による文化芸術活動事業に対して、予算の範囲内において大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体又は個人(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げるいずれかを満たすものとする。

- (1) 市内に活動の拠点を置く団体であって、市内に居住又は通勤、通学する者が3人以上所属するもの。
 - (2) 市内に活動の拠点を置く個人であって、市内に居住又は通勤、通学するもの。
- 2 前項の規定に関わらず、次に掲げる団体又は個人は除くものとする。
- (1) 規約、会則等の組織運営に関する明文の定めを有していない団体
 - (2) 年間の事業計画がなく、事業収支が明確でない団体
 - (3) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする団体又は個人
 - (4) 宗教の教義を広め、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体又は個人
 - (5) 政治上の主義を推進し、特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体又は個人
 - (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の統制の下にあるもの、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織。
 - (7) 暴力団員が役員となっている団体。
 - (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している団体又は個人。
 - (9) 補助金の交付の対象となる団体の代表者又は個人が未成年である場合に、法定代理人(親権者又は未成年後見人)の同意が確認できないもの。

(補助金交付の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の内容は、公益性を有し、かつ原則として市内で行われるものであって、大牟田市文化芸術振興プランに掲げた基本目標の達成に資する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業とはしない。

- (1) 営利を目的とした事業

- (2) 政治、宗教、思想活動等を目的とする事業
- (3) 事業効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業（広く一般に公開されない事業）
- (4) 国又は地方公共団体による補助金等の交付を受ける事業
- (5) 団体が毎年度、定例的に行っている事業(但し当該事業の中で新たな取組と認められる事業を除く)
- (6) その他市長が適当でないと認める事業
(補助金交付の対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助対象事業に直接必要とする経費のうち別表1に定める経費とする。

（補助金交付額等）

第5条 補助金交付の負担率及び限度額は、別表2に定めるとおりとする。

（補助対象事業の提案）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体又は個人（以下「提案団体等」という。）は、あらかじめ、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金提案書（様式第1号）により、市長が別に定める期日までに提案し、当該事業の採択を受けなければならない。

- 2 前項の提案は同一の提案団体等について、一の年度につき1事業に限り提出することができる。
- 3 市長は、提案された事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業の採択をしないものとする。

- (1) 事業の開始から終了までが2ヶ年度を超えるもの
- (2) 市長の採択前に事業を開始したもの

（庁内等審査会）

第7条 市長は、前条第1項の規定により提案団体等から補助対象事業の提案があったときは、補助対象事業の選考等を行うため、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金庁内等審査会（以下「庁内等審査会」という。）を設置する。

- 2 提案団体等は、必要に応じ、事業の概要、事業の実施に伴う効果その他必要な事項を庁内等審査会において説明しなければならない。

（庁内等審査会の委員）

第8条 庁内等審査会の委員は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 前項の委員のほか、特別の事項を審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（庁内等審査会の会議）

第9条 庁内等審査会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、市民協働部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、庁内審査会を代表する。
- 4 庁内等審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（庁内等審査会の庶務）

第10条 庁内等審査会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(選考結果の通知)

第11条 市長は、第6条第1項に定める提案に係る事業について補助対象事業の採択を決定したときは、その旨を大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金選考結果通知書(様式第2号)により提案団体等に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件等を付けることができる。

(事業の延期)

第12条 第11条の規定により補助対象事業の採択を受けた事業が、第13条に定める交付申請前に、当該年度内に事業を行うことが出来ないと見込まれる場合は、速やかに、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金延期承認申請書(様式第3号)により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、やむを得ない事情があると認められる場合は、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金延期承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、必要に応じ、条件を付することができる。

(補助金等の交付申請)

第13条 第11条の規定により補助対象事業の採択を受け、補助金の交付を受けようとする団体又は個人(以下「交付申請団体等」という。)は、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付申請書(様式第5号)により、市長に補助金の交付申請をしなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第14条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付申請団体等に対する補助金交付の決定をしたときは、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により、当該補助金等の交付決定を受けた交付申請団体等(以下「交付決定団体等」という。)に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件等を付けることができる。

(交付の条件)

第15条 市長は、補助金交付の決定に当たり、交付決定団体等に対し、次の各号に掲げる条件を付すことができる。

(1) 補助金を採択された事業以外の経費に充てないこと。

(2) 補助金の使途及び経費の支出について、関係書類の提出を求められたときは、これを拒まないこと。

(3) 事業名の前に「大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業」と付すこと。

(4) その他、補助金交付の目的を達成するために必要なこと。

(事業の内容変更)

第16条 交付決定団体等が補助対象事業又は経費の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金変更承認申請書(様式第7号)により、市長に変更承認の申請をしなければならない。ただし、次の各号に掲げるときは、この限りでない。

(1) 補助金対象経費を20パーセント以内で減額変更しようとするとき。

(2) 事業内容が軽微な変更のとき。

(事業内容の変更承認)

第17条 市長は、交付決定団体等から前条の変更承認の申請を受けたときは、その内容を審査し、その変更について承認し、補助金金額の変更を決定したときは、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金変更承認通知書(様式第8号)により、当該補助金変更の申請を行った交付決定団体等に通知するものとする。

2 市長は、前項の変更の承認に当たり、条件を付することができる。この場合においては、第15条の規定を準用する。

(事業の中止又は廃止)

第18条 交付決定団体等が事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金中止(廃止)届(様式第9号)により、事業の中止又は廃止する旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の場合において、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくは条件を変更したときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

3 市長は、前項の規定により補助金交付の決定の全部又は一部が取り消された場合であって事業の中止又は廃止がやむを得ない事情によるものであると認められるときは、当該事業の中止又は廃止により生じた経費のうち市長が認めるものについて、補助金を交付することができる。

(補助金交付決定の取消等)

第19条 市長は、交付決定団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。

(4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(実績報告)

第20条 交付決定団体等は、事業完了後1月を経過する日又は当該事業を行った年度の最終日のいずれか早い日までに、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金実績報告書(様式第10号)により、市長に事業の実績を報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第21条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、かつ必要に応じて現地調査を行い、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付額確定通知書(様式第11号)により交付決定団体等に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第22条 交付決定団体等は、前条の通知があったときは、速やかに、大牟田市協働・提

案型文化芸術活動推進事業補助金請求書（様式第12号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に補助金を交付決定団体等に支払うものとする。

（補助金の概算払）

第23条 前条の規定にかかわらず、市長が必要であると認める場合は、概算払の方法により交付決定団体等に対し、補助金を支払うことができる。この場合においては、交付決定団体等は、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金概算払請求書（様式第13号）により、補助金の支払を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、これを審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について、概算払の方法により補助金を支払うものとする。

（精算）

第24条 前条の規定により補助金の概算払を受けた交付決定団体等は、第21条の通知があったときは、速やかに補助金に係る精算を行い、当該補助金に過払いがあるときは、精算と同時にこれを返還しなければならない。

（財産の管理）

第25条 交付決定団体等が事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業が終了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがってその効率的な運用を図らなければならない。

2 交付決定団体等は、取得財産等について、台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

（財産処分の制限）

第26条 交付決定団体等は、市長の承認を受けずに取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、除去し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部に相当する額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該取得財産等の耐用年数を勘案して市長が定める保有期間を経過した場合は、この限りでない。

（補則）

第27条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年6月15日から施行する。

別表1（第4条関係）

項 目	内 容
報 償 費	出演料、謝礼金、賞賜金等
旅 費	講師等の交通費、宿泊費等
消 耗 品 費	事務用品、書籍、食材等の購入費等
食 糧 費	講師等の弁当代等
役 務 費	会場設営費、展示工作・撤去費等
委 託 料	公演委託費等
印 刷 製 本 費	パンフレット、ポスター等の制作費、印刷費等
使用料・賃借料	施設使用料、機器等リース料等
通信・運搬費	郵便料等
手 数 料	振込手数料等
保 険 料	イベント保険料等
その他の経費	市長が特に認める経費

次に掲げる経費は、対象経費としない。

1. 商品券、金券、記念品等の購入に要する経費
2. 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金など）
3. 観光を目的とした旅費
4. スタッフ用のジャンパー、Tシャツ、法被など
5. レセプション、パーティー、打ち上げに係る経費
6. 団体の経常的な運営に関する経費
7. 領収書等により支払ったことを明確に確認することができない経費
8. その他、事業の実施に直接関係のない経費
9. その他、社会通念上適切と認められないもの

別表2（第5条関係）

	負担率	補助金交付の限度額	補助金の交付回数
初 回	補助金交付対象経費の 10分の9以内の額	10万円	同一事業は3年間継続可能とするが、年度内1団体につき1事業とする。 ただし、第12条第2項の承認を受けて事業を延期する場合は、期間を延長し継続可能とする。
2 回 目	補助金交付対象経費の 4分の3以内の額		
3 回 目	補助金交付対象経費の 2分の1以内の額		

※補助金に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる

別表3（第8条関係）

大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金庁内等審査会

職名
市民協働部 部長（委員長）
市民協働部 市民協働総務課長
市民協働部 生涯学習課長
企画総務部 広報課長
公益財団法人 大牟田市文化振興財団常務理事（大牟田文化会館館長）

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

大牟田市長 様

所在地

団体名

代表者名

電話番号

大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金提案書

大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、補助対象事業の提案について次のとおり関係書類を添えて提出します。

記

1. 補助金交付申請予定額 _____ 円

2. 関係書類

- (1) 事業計画書…様式第1号その1
- (2) 事業収支予算書…様式第1号その2
- (3) 団体調書（団体の場合のみ）…様式第1号その3
- (4) 誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書 …様式第1号その4
- (5) 同意書（団体の代表者又は個人が未成年の場合のみ）…様式第1号その5
- (6) 定款、規約またはこれに準ずるもの（団体の場合のみ）
- (7) その他参考資料 ※活動内容や活動実績等が分かる資料（任意）

様式第1号その1（第6条関係）

事業計画書

団体名 または個人名			
事業名			
申請回数	<input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目		
事業期間 (準備期間も含む)	年 月 日 ~ 年 月 日		
実施場所			
入場料	<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料	有料の場合	一般： 円 学生： 円 児童： 円
趣旨・目的			
事業概要			
主催者側参加人数		一般参加（観覧） 予定人数	
事業スケジュール			
期待される効果			

様式第1号その2（第6条・第16条関係）

事業収支予算書

【収入の部】

（単位：円）

項目	摘要	金額
市補助金	大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金	
当該事業による収入		
団体負担金		
その他補助金(A)		
合 計		

【支出の部】

（単位：円）

項目	摘要（内容・積算根拠）	金額
補助金対象経費	報償費	
	旅費	
	消耗品費	
	食糧費	
	役務費	
	委託料	
	印刷製本費	
	使用料・賃借料	
	通信・運搬費	
	手数料	
	保険料	
	その他の経費	
小 計 (①)		
補助金対象外経費		
	小 計 (②)	
合 計 (①+②)		

大牟田市補助金	(①-A) × 補助率 計算後、千円未満は切り捨て
	円

※補助率：初回10分の9、2回目4分の3、3回目2分の1

※未申請の経費は実績報告時に計上されても認められない場合がありますので、申請時点で詳細な経費を計上してください。（限度額：10万円）

団 体 調 書

① 団体の概要

（ふりがな） 団 体 名				
（ふりがな） 代表者氏名				
団体の所在地	〒			
団体の連絡先	電話番号		FAX 番号	
	携帯番号		メール	
団体ホームページ 等URL				
団体設立年月日	西暦	年	月	日
主な活動目的				
活 動 分 野				
活動内容・実績				
これまでに受けた 補助金・助成金				
団体の特徴 アピールポイント				

② 応募に係る連絡先

氏 名	
住 所	
平日昼間に連絡 可能な電話番号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

③ 団体構成員一覧

NO	氏名	生年月日	年齢	居住地
例	大牟田 太郎	平成 18 年 5 月 11 日	19 歳	<input checked="" type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
1				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
2				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
3				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
4				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
5				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
6				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
7				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
8				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
9				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
10				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
11				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
12				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
13				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
14				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
15				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
16				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
17				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
18				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
19				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
20				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
21				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
22				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
23				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
24				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
25				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
26				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
27				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
28				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
29				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外
30				<input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外

※年齢は申請日時点の年齢を記入してください。

様式第1号その4（第6条関係）

誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書

年 月 日

大牟田市長 様

所在地
団体名
代表者名
電話番号

私は、大牟田市が大牟田市暴力団排除条例に基づき、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）による補助金の利用により暴力団を利用することがないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を補助金の対象から排除していることを認識したうえで、要綱第2条第2項6号、7号及び8号の規定（暴力団排除条項）について説明を受け、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、補助金交付の決定の取消し等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 要綱第2条第2項6号、7号及び8号の規定に該当しません。
- 2 役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、私及びこの名簿に記載した者について、要綱に規定する要件に係る確認のため、暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会することを承諾します。

〈役員等名簿〉

役職名等	ふりがな 氏名	性別	生年月日	住所
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	

〈大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付要綱抜粋(暴力団排除条項)〉

第2条 1 略

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる団体又は個人は除くものとする。

(1)～(5)略

(6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の統制の下にあるもの、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織。

(7) 暴力団員が役員となっている団体。

(8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している団体又は個人。

年 月 日

同意書

大牟田市長 様

法定代理人(自署) 氏名 _____ (続柄 _____)

住所 _____

電話番号 _____

私は、以下の未成年者が、次に掲げる一切の行為について、法定代理人（他に共同親権者がいる場合は、私が共同親権者の代表者）として、同意します。

未成年者(自署) 氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 (_____ 歳)

住所 _____

学校名 (学校等に在籍している場合) _____

- 下記1の団体の代表者に就任する（就任した）こと。（個人の場合は記載不要）
- 同団体の代表者又は個人として、下記2の事業について大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金の応募を行うこと。
- 事業の提案に対し、大牟田市が大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金の対象事業として採択された場合は、同団体の代表者又は個人として、当事業の補助金の交付を申請すること。
- 補助金交付申請に対し、大牟田市が補助金の交付決定を行った場合には、同団体の代表者又は個人として、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金の交付決定を受託、または申請を取り下げること。
- 大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金の交付決定を受託した場合は、同団体の代表者又は個人として、補助金交付決定通知の内容及び補助金交付の条件に従って事業を実施し、同決定通知及び補助金交付条件に定める義務を履行すること。
- 補助金交付条件に定める義務を履行できない場合は、補助金を大牟田市へ返金すること。

1 団体名 _____

2 事業名 _____

様

大牟田市長

大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金選考結果通知書

年 月 日付で提案のありました補助対象事業について、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付要綱第11条の規定に基づく選考の結果、下記のとおり（採択する・採択しない）ことに決定しましたので通知します。

記

事業名	
申請回数	<input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目
補助金交付申請予定額	円
<input type="checkbox"/> 採択の場合 付する条件	
<input type="checkbox"/> 採択しない場合 参考意見等	

大牟田市が対応する具体的内容：

年 月 日

大牟田市長 様

所在地
団体名
代表者名
電話番号

大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金延期承認申請書

年 月 日付 第 号で採択を受けた補助対象事業を下記のとおり延期したいので、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

事業名	
変更前の期日又は期間	
変更後の期日又は期間	
延期の理由	

様式第4号(第12条関係)

第 号
年 月 日

大牟田市長 様

所在地
団体名
代表者名
電話番号

大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金延期承認通知書

年 月 日付 第 号で事業延期承認申請があった補助対象事業について、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき下記のとおり事業延期の決定をしたので通知します。

記

事業名	
変更前の期日又は期間	
変更後の期日又は期間	
延期の理由	
事業延期の決定に当たり付する条件	

年 月 日

大牟田市長 様

所在地

団体名

代表者名

電話番号

大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付申請書

年 月 日付 第 号により採択を受けた補助対象事業について、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

事業名	
申請回数	<input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目
補助金交付申請額	円

添付書類：事業提案時から変更のあった書類（変更がある場合のみ）

【参考】事業提案時の提出書類

- (1) 事業計画書…様式第1号その1
- (2) 事業収支予算書…様式第1号その2
- (3) 団体調書（団体の場合のみ）…様式第1号その3
- (4) 誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書…様式第1号その4
- (5) 同意書（団体の代表者又は個人が未成年の場合のみ）…様式第1号その5
- (6) 定款、規約またはこれに準ずるもの（団体の場合のみ）
- (7) その他参考資料 ※活動内容や活動実績等が分かる資料（任意）

様

大牟田市長

大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました補助対象事業について、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づく審査により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

事業名	
申請回数	<input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目
補助金交付決定額	円
決定に当たり付する条件	

1. 補助金を採択された事業以外の経費に充てないこと。
2. 補助金の使途及び経費の支出について、関係書類の提出を求められたときは、これを拒まないこと。
3. 事業完了後1月を経過する日又は当該事業を行った年度の最終日のいずれか早い日までに、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金実績報告書（様式第10号）により、市長に事業の実績を報告すること。
4. 事業名の前に「大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業」を付すこと。

年 月 日

大牟田市長 様

所在地
団体名
代表者名
電話番号

大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号で決定のありました補助対象事業を下記のとおり
変更したいので、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付要綱第16条の規
定に基づき申請します。

記

事業名		
変更の理由		
変更の内容	変更前	変更後

※様式に入らない場合は、行の追加又は別紙添付でも可

※収支予算に変更がある場合は、事業収支予算書（様式第1号その2）を添付すること

様

大牟田市長

大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付で変更承認申請のありました補助対象事業について、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更の決定をしましたので通知します。

記

事業名	
補助金交付決定額	
変更後の交付決定額	
変更の内容	
変更の決定にあたり 付する条件	

様式第9号（第18条関係）

年 月 日

大牟田市長 様

所在地
団体名
代表者名
電話番号

大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金中止（廃止）届

年 月 日付 第 号で交付決定のありました補助対象事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

事業名	
補助金交付決定額	
中止の期間 （廃止の時期）	
中止（廃止）の理由	

大牟田市長 様

所在地

団体名

代表者名

電話番号

大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金実績報告書

大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付要綱第20条の規定に基づき、補助対象事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

事業名	
補助金交付決定額	円
補助金既受領額	円
決算額のうち 補助金対象金額	円
関係書類	(1) 事業報告書…様式第10号その1 (2) 事業収支決算書…様式第10号その2 (3) 領収書(写し) (4) 購入した備品の写真やその他参考となる資料

様式第10号その1（第20条関係）

事業報告書

団体名 または個人名			
事業名			
事業期間 (準備期間も含む)	年	月	日 ~ 年 月 日
実施場所			
実施した事業の内容 (実施した経過を含めて記入してください。)			
事業の成果 (課題等を含めて記入してください。)			
主催者側参加人数		一般参加 (観覧)人数	
継続・申請可否	理由等		
事業継続の方針（1つに☑） <input type="checkbox"/> 継続する <input type="checkbox"/> 継続しない <input type="checkbox"/> 未定			
補助申請の方針（1つに☑） ※1.2回目の申請者のみ回答 <input type="checkbox"/> 申請する <input type="checkbox"/> 申請しない <input type="checkbox"/> 未定			

※事業の実施状況が分かる写真やチラシ等を添付してください。

様式第10号その2（第20条関係）

事業収支決算書

【収入の部】

（単位：円）

項目	摘要	金額
市補助金	大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金	
当該事業による収入		
団体負担金		
その他補助金(A)		
合 計		

【支出の部】

（単位：円）

項目	摘要（内容・積算根拠）	金額
補助金対象経費	報償費	
	旅費	
	消耗品費	
	食糧費	
	役務費	
	委託料	
	印刷製本費	
	使用料・賃借料	
	通信・運搬費	
	手数料	
	保険料	
	その他の経費	
小 計 (①)		
補助金対象外経費		
	小 計 (②)	
合 計 (①+②)		

※領収書の写しを添付してください

収入金額合計	
支出金額合計	
差引額	

様

大牟田市長

大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました補助対象事業について、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付要綱第21条の規定に基づき、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

事業名	
補助金交付決定額	円
概算払支払済額	円
補助金交付確定額	円

年 月 日

大牟田市長 様

所在地
団体名
代表者名
電話番号

大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金請求書

年 月 日付 第 号で確定通知のありました補助対象事業について、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付要綱第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

事業名				
補助金交付確定額				
概算払支払済額				
今回請求額				
振込口座	金融機関名	銀行 本店・支店		
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

年 月 日

大牟田市長 様

所在地
団体名
代表者名
電話番号

大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のありました補助対象事業について、大牟田市協働・提案型文化芸術活動推進事業補助金交付要綱第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり概算払による支払を請求します。

記

事業名				
補助金交付決定額				
概算払請求額				
振込口座	金融機関名	銀行 本店・支店		
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

概算払いを請求する理由
